

## 防災行政無線システム更新整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、葉山町（以下「本町」という。）が運用している防災行政無線同報系システムを更新するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定するための必要な事項について定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

防災行政無線システム更新整備業務委託

#### (2) 業務の目的

本町が運用する MCA 防災行政無線同報系システムが令和 11 年 5 月に運用できなくなることから、町民への効率的な情報発信のためのシステム運用を維持するため、防災行政無線システムの全面更新に係る業務を行うことを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「防災行政無線システム更新整備業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日まで

#### (5) 事務局

葉山町総務部防災安全課（担当：亀井・川船）

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111（内線 396・398）

電子メール [bousai@hayama.kanagawa.jp](mailto:bousai@hayama.kanagawa.jp)

### 3 提案上限額

440,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 実施形式

公募型プロポーザルとし、参加者が 1 者の場合でも実施する。

### 5 参加資格

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 葉山町指名停止措置要綱（平成 18 年 5 月 1 日制定）の規定による指名停止措置を受けていないもの。

(3) 参加意向申出書の提出期間の末日から起算して 2 年以内に、銀行取引停止処分を受けた者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく裁判

- 所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期間の末日から起算して6箇月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者（更生開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (5) 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がされている者でないこと。
  - (6) 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(葉山町暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
  - (7) 暴力団(条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。)でないこと。
  - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
  - (10) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (11) かながわ電子入札共同システムに登録を行い、参加意向申出書の提出時に葉山町に入札参加の資格を有すること。
  - (12) 平成27年4月1日以降、関東総合通信局管内において60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システム（親局設備及び屋外拡声子局設備を含むこと）の構築業務を元請けとして契約を締結し完了した実績があり、かつ、当該システム構築後の保守管理の契約を締結した実績があること。
  - (13) 60MHz帯同報系防災行政無線機器の製造会社または、当該製造会社から機器供給証明書を受領している者であること。ただし、同一の機器製造会社または同製造業者の関係する1者のみの参加とし、複数の参加は認めない。なお、資本関係等にある企業全体で機器供給証明書は1枚のみ有効とする。また、機器製造会社間で資本関係がない場合であっても、親会社が同一である場合は、資本関係があるとみなすものとする。
  - (14) 要求水準書に示した全ての内容が実現可能であること。

## 6 質問

### (1) 質問方法

任意の様式に質問事項を記載し、持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

### (2) 日程

提出期間 令和8年6月8日（月）から令和8年6月10日（水）12時00分まで

回答日 令和8年6月12日（金）15時00分

### (3) 回答方法

葉山町ホームページへの掲載により回答する。

## 7 参加申込

### (1) 参加申込方法

次の書類を事務局に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ① 参加意向申出書（様式第1号）
- ② 「5 参加資格」(12) 及び (13) を証明する書類の写し
- ③ 要求水準適合表

### (2) 申込提出期限 令和8年6月19日（金）17時00分必着

### (3) 参加資格確認結果通知

提出書類を審査の上、1次選考（提案書及びプレゼンテーション）参加の可否を通知日までに電子メールで通知する。

## 8 実施概要

### (1) 選考方法

次の方法により、受託候補者を決定し、契約交渉を行うものとする。

- ① 1次選考（提案評価）  
参加資格を有すると認められた事業者からの提案書とプレゼンテーション内容の評価を行い、2次選考事業者を特定する。
- ② 2次選考（見積合せ）  
1次選考を通過した事業者による見積合せを行い、最も低い見積額を提示した事業者を受託候補者として決定する。

### (2) スケジュール

内容	期日等
公告	6月8日（月）
質問受付	公告日～6月10日（水）12:00
質問に対する回答公表	6月12日（金）15:00
参加意向申出書の提出期間	6月16日（火）～6月19日（金）17:00必着
参加資格確認結果の通知	6月23日（火）
提案書の提出期限	7月14日（火）17:00必着
プレゼンテーションの実施	7月22日（水）～7月23日（木）
1次選考通過の通知	7月24日（金）15:00
見積書の提出期限	7月30日（木）12:00必着
見積合せの実施	7月30日（木）13:30

## 9 1次選考（提案評価）

### （1）提案書類の提出

#### ① 提出書類及び部数

次表に示す書類を紙及び電子媒体（USB）で提出すること。

No.	書類	部数	備考
1	提案書（様式第5号）	1部	
2	提案書類（サマリー）	8部	A3 片面1枚
3	提案書類一式	8部	A4 30枚以内
4	参加者の情報（会社概要及び財務状況等）	1部	
5	No.2及び3の電子データ	1式	USB

#### ② 提出方法

持参又は簡易書留郵便（定形外郵便物の制限を超える場合はゆうパック）により事務局に提出すること。

#### ③ 提出期限

令和8年7月14日（火）17時00分必着

#### ④ 留意事項

公平性、透明性を確保する観点から提案書には、事業者名及びロゴ等による表現はせず、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、提出期限後の提案書の修正は一切認めない。

### （2）プレゼンテーション

#### ① 日程

令和8年7月22日（水）又は23日（木）のいずれかで実施する（開催日時については別途通知する。）。

#### ② 内容

1事業者あたり準備から撤収までを60分以内（準備5分、プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分以内、撤収5分）とする。

#### ③ 出席者

参加事業者及び機器供給証明書を提出した製造会社から4名以内とし、本事業を統括する責任者が主に説明を行うこと。なお、社員証を持参すること。

#### ④ 留意事項

電源、スクリーン、プロジェクター及び接続用HDMIケーブルは、本町で用意するものとし、その他必要な機材は提案者側で用意すること。

### （3）提案を求めるポイント

#### ① 基本事項

ア 企業概要

事業者の事業領域、財務面及び取組み事例や防災行政無線の整備に関連する公的資格について。

イ 施工実績

過去 10 年間における防災行政無線システムの整備実績について（子局の整備数や事業費などに関する具体的な内容）。

ウ 施工管理体制

施工スケジュール案及び本件に専任で配置する施工管理者について保有資格、施工実績及び雇用期間について。

② 防災行政無線の機能

ア システムの安全性

災害発生時等において安定稼働を維持するためのシステム監視の方法やシステムの冗長化について。

イ 操作卓等の機能

操作卓及び遠隔制御装置の操作方法、操作性向上のための機能、特色及び専任職員以外の者が迅速に操作できるとともに、誤操作を防止するための機能。

ウ システムの運用

（ア）システムで使用する各種データの管理や音源の変更等について（町職員で実施することを原則とする。）。

（イ）本町が使用している外部システムに一斉配信する仕組みについて。

（ウ）その他、町側での運用性を高める工夫について。

③ 置局設定

ア 親局及び再送信子局の設置

（ア）設置場所

（イ）将来的に電波状態が不安定となり屋外拡声子局が鳴動しなくなった場合等の対応について。

イ 音響設計

（ア）効果的かつ効率的な音響設計の方針について。

（イ）既設の屋外拡声子局による音達と同等以上のエリアをカバーできているか。

（ウ）既設の屋外拡声子局では音達は不十分と認められるエリアへの具体的な対応について。

ウ アンサーバック機能付屋外拡声子局

効果的なアンサーバック機能付屋外拡声子局の設置及び運用について。

エ 鋼管柱の既設利用等について

鋼管柱の設置環境及び経年劣化を考慮した既設利用及び移設の具体的な計画について。

④ システム導入後の維持管理

ア システム構成機器の更新

（ア）本更新から次期更新までの間における無線局やサーバーなどの重要機器及びバッテリーなど消耗品の更新に関する事業者の考えについて。

(イ) 更新を実施する場合は、更新の内容、費用低減を図るための工夫及びその費用について（予定している年度と具体的な金額）。

イ 維持管理

(ア) 24 時間 365 日安定稼働を維持するための保守内容及びその考え方について。

(イ) 夜間休日における障害発生時等の保守管理、サポート及び職員への連絡体制について。

(ウ) 災害発生時の障害対応サポートについて。

(エ) 維持管理費用については以下の項目の通りとし、1 年目から 15 年目までの各項目の費用の提示。

- ・年間保守費
- ・定期点検費
- ・電波利用料
- ・無線免許更新費用
- ・重要機器更新費
- ・消耗品費
- ・その他

⑤ その他の事項

ア 移行計画

移行方法、スケジュール及び移行期間中の運用方法並びに安全、かつ、確実に履行期間内で移行するための対策について。

イ 操作研修

システム稼働前の研修及び稼働後教育（時期、期間及び回数）について。

⑥ 追加提案について

要求水準書に記載がない事項で防災情報を町民へ周知するにあたり、①から⑤までの項目における事業者の特性を生かした追加提案について。

(4) 2 次選考事業者の選定

① 選定方法

別添「選考基準」に基づき、提案書及びプレゼンテーション内容を評価し、最高評価点を得た事業者及び最高評価点に対して 95%以上（小数第 1 位を四捨五入）の評価点を得た事業者を 2 次選考事業者を選定し、見積書の提出を依頼するものとする。

② 通知日

令和 8 年 7 月 24 日（金）15 時 00 分

③ 通知方法及び内容

2 次選考事業者に対し、電子メールで 1 次選考を通過した旨の通知及び見積書の提出依頼を行う。なお、1 次選考を通過しなかった事業者への通知は行わないものとする。

10 2 次選考（見積合せ）

(1) 見積書

- ① 作成方法  
見積書により見積金額を提示すること。見積書が上限額を超えている場合、見積書に代表者名・押印のない場合は、いずれも無効とする。  
また、見積書には内訳を添付すること。
  - ② 提出方法  
持参又は簡易書留郵便により事務局に提出すること。
  - ③ 提出期限  
令和8年7月30日（木）12時00分必着
- (2) 見積合せ
- ① 日程  
令和8年7月30日（木）13時30分
  - ② 受託候補者の選定  
2次選考事業者で、最も低い見積額を提示した事業者を受託候補者とする。ただし、最も低い見積額を提示した事業者が複数の場合は、1次選考の評価点が高かった事業者を受託候補者とする。また、1次選考の評価点が等しかった場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 結果の通知
- 結果は、2次選考事業者に電子メールで通知するとともに、町ホームページに掲載する。

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書等の様式、制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限及び提出先等に適合しないもの
- (2) 提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書や見積書等、提出後に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンに出席しなかったもの又は遅刻したもの。ただし、プレゼンの実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽により参加資格を得たもの
- (6) 見積額が、提案上限額を超過したもの
- (7) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行ったもの
- (8) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの

## 12 契約

### (1) 契約

本町と受託候補者は要求水準書及びプレゼンテーション内容を確認し、契約手続きを行う。ただし、次のいずれかに該当した場合は、次点者を受託候補者とし、契約手続きを行うものとする。なお、設計及び更新業務等の契約書を複数に分けて契約することがあるものとする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合

- ② 契約から令和8年8月28日までに成立しない場合
  - ③ 契約の締結が不可能となった場合
- (2) 出来高予定額の設定

受託候補者は、本町と協議して事業年度毎（令和8から10年度まで）の出来高予定額を協議すること。

### 13 支払い

支払いは、令和8年度から令和10年度までの年度ごとの出来高払いとすることができる。なお、詳細については契約締結後に本町と協議し決定する。

### 14 留意事項

(1) 提出物の返却

本要領に基づき提出された提出物は、理由を問わず返却しないものとする。

(2) 費用負担

本プロポーザルの参加に係る費用はすべて事業者の負担とする。